

◆よくある質問と回答

質問項目		回答
1 支給要件に関すること		
①	時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	もともと21時以降に営業されている飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
②	要請期間中に予約が既に入り、その日は21時以降に営業した場合は、支給対象となるのか。	時短営業の協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。時短営業の協力を再開された場合は、再開した日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただいた時は、その期間が支給対象となります。
③	もともと月～金曜は20時に閉店、土曜は22時に閉店していた場合、土曜の営業を21時までに閉店すれば、協力金の対象となるのか。	もともと22時に閉店していた土曜の営業を21時までに閉店し、期間を通して21時まで（酒類の提供は20時30分まで）に閉店すれば協力金の支給対象となります。その場合、算定対象はそれぞれ時短をされた土曜の営業日となります。
2 対象施設に関すること		
①	ホテル・旅館について、集会の用に供する部分だけを21時までに終了すれば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。	ホテル・旅館は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、集会の用に供する部分で、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。
②	以前は21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近21時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	コロナの影響以前に21時以降まで営業されていた場合は対象となります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
③	コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。	令和2年11月から令和3年3月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。
3 申請方法等に関すること		
①	「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか。	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
②	不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	21時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象となります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
4 提出書類に関すること		
①	12/21～3/14の要請期間に係る協力金を申請している場合は、今回の協力金の申請書類を省略することはできるのか。	省略はできませんので、改めて申請書類をご提出ください。
5 業種別ガイドラインやステッカーに関すること		
①	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。	まず、業種別ガイドライン等（P.2「II 支給要件」の「4」参照）に基づき感染防止の取組をさせていただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。 (1)WEB申請 <a href="https://www.kyotokaigi.com/">https://www.kyotokaigi.com/</a> ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます (2)窓口申請 店舗所在地によって異なりますので、協力金コールセンターにお問い合わせください。 電話：075-365-7780（月～土 9:30～17:30（日・祝は休み）） ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください
②	業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもって証明するのか。	誓約書において、ガイドラインに基づく感染防止の取組をしている旨、誓約していただけます。
③	ステッカーの交付を受けている場合でも、「誓約書」においてどのガイドラインに基づく感染防止対策をしているかチェックを記入する必要はあるのか。	どのガイドラインに基づき、感染防止対策をされているのか確認させていただくため、必ずいずれかの項目にチェックをお願いします。あわせて、ステッカーの交付を受けていることにもチェックをお願いします。
6 その他		
①	協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、「観光・伝統・食関連」産業連携事業緊急支援補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。